

コンピューターによる判定



介護認定審査会による審査判定

要介護認定

要介護 1～5	要支援 1・2	自立 非該当
介護サービス	介護予防サービス	介護保険サービスは受けられませんが、福祉サービスを受けられます。
要支援 1・2	食事、トイレ、着替えは殆ど自分で行なうが、歩いたり、立ち上がった時に不安定で時々支援を必要とする。	
要介護 1	立ち上がり、座位、歩行などが不安定。トイレの後始末、入浴、着替えなど一部の介助が必要。	
要介護 2	立ち上がり、歩行が自分ではほぼできない。トイレの後始末、入浴、着替えに介助が必要。物忘れや毎日の日課など理解の低下、周囲への無関心など。	
要介護 3	立ち上がり歩行など自分でできない。トイレの後始末、着替えに全面的に介助が必要。物忘れや周囲への無関心などのほか、昼夜逆転、介助への抵抗もある。	
要介護 4	入浴、トイレなどに全介助が必要。尿意や便意が見られなくなり、昼夜逆転、介護への強い抵抗。野外徘徊が見られる。	
要介護 5	日常生活は、全面介助が必要。意思の伝達が無くなり、介護への抵抗、野外徘徊が強くなる。	